（判定依頼者記入欄）

判定受付番号等：

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

（判定依頼者）　殿

年　　月　　日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）　 　　　　　印

産品は、下記のとおりであることを証明します。

記

１．加　　工　　品　　名　：

２．加　　工　　時　　期　：　　　年　　月　　（～　　　年　　月）

３．加　工　地（都道府県名）：

４．原材料の輸入割合：

□(1)全て日本産又は（ＥＰＡ締約国名）産の原材料を使用。

□(2)(1)以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国：

（注1）加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。　※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）

（注2）利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

５．その他

□　４．（１）で記載された原材料ごとに、収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給日の翌日から５年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定を利用する場合は３年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

（注）様式に「印」とありますが、文書の作成名義人に係る電話番号やメールアドレスなどの連絡先が記載されていれば、押印は不要です。